様式４

審　議　結　果

会　　議　　名	川口市多文化共生指針策定委員会委嘱書交付式及び第１回委員会
開　催　日　時	令和８年１０月８日（木）１０時００分から１１時２０分
開　催　場　所	かわぐち市民パートナーステーション会議室
出　　席　　者	堀田委員長、峰久副委員長、竹内委員、藤岡委員、大島委員、 本橋委員、若林委員、堀委員、山口委員、 若谷市民生活部長、竹内課長、川瀬課長補佐、 西主査、関根主任、内田主事補
議　　題	１　委嘱書交付式 （１）開　会 （２）委嘱書交付 （３）市民生活部長あいさつ （４）閉　会 ２　第１回委員会 （１）開　会 （２）自己紹介 （３）協議事項 ア　正副委員長の選任について イ　（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定について ウ　市民アンケートについて （４）報告事項 （５）閉　会
公開／非公開の別	公開

非公開の理由	－
傍聴人の数	２名
会議資料	会議次第 資料№.１　川口市多文化共生指針策定委員会名簿 資料№.２　川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱 資料№.３　統計資料 資料№.４　（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定について 資料№.５　素案 資料№.６　町会長・自治会長に対する外国人住民に関するアンケート 資料№.７　川口市多文化共生社会のためのアンケート 資料№.８　スケジュール 別冊　第６次川口市総合計画、第２次川口市多文化共生指針改訂版
審議経過	別紙のとおり
その他	－

審　議　経　過

１　委嘱書交付式

（１）開会（１０時００分）

（２）委嘱書交付

・　若谷市民生活部長から各委員に委嘱書を交付した。

（３）市民生活部長あいさつ

・　若谷市民生活部長より委員委嘱にあたり挨拶を行った。

（４）閉会（１０時１０分）

・　若谷市民生活部長が公務のため退席した。

２　第１回委員会

（１）開会（１０時１０分）

・　事務局から配布資料について確認した。

・　事務局から委員定数１０名のところ半数以上の委員の出席があるため、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第６条第２項の規定により、本委員会が成立していることを報告した。

（２）自己紹介

・　各委員自己紹介

・　事務局職員紹介

（３）協議事項

ア　正副委員長の選任について

○事務局

協議事項の「ア　正副委員長の選任」について、川口市多文化共生指針策定委員会設置要

綱第５条第１項の規定により委員の互選をもって定めることとしている。そこで、第１回委員会であることから、委員の自薦、他薦ではなく事務局からの提案として良いか。

（「異議なし」との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、委員長には堀田委員、副委員長には峰久委員を提案するが、如何か。

（「異議なし」との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、委員長には堀田委員、副委員長には峰久委員に決定とする。

○事務局

これ以降の議事進行については、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第６条第１項の規定により、堀田委員長に議長をお願いする。

○議長

まず始めに、本日の委員会の議事録署名委員について協議したい。２名の署名が必要となるが、毎回私が署名し、もう１名の署名人は名簿の順番で１名とし、今回は峰久副委員長からお願いすることとして良いか。

（「異議なし」との声あり）

○議長

それでは、今回の議事録署名委員は峰久副委員長にお願いする。次に、本日の傍聴希望者は如何か。

○事務局

「川口市附属機関等の会議公開に関する要綱」に基づき、会議開催について事前公開したところ、２名の傍聴希望者がいる。傍聴希望者の会議室への入室を許可しても良いか。

（「異議なし」との声あり）

○議長

会議室への入室を許可する。

イ　（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定について

○議長

協議事項の「イ（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定」について事務局の説明を求める。

○事務局

（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定について説明する前に、本市の外国人住民の現状について説明する。

４ページ、資料№.３「統計資料」の表１について、平成２８年から令和８年までの川口市における外国住民の推移を表にしたものである。川口市の外国人住民は、この１０年間で２倍に増加しており、令和５年４月には、４万人を突破し、令和７年５月に５万人を突破した。そして、令和８年９月１日現在５６，９５７人となっており、外国人の比率は９．３４％となっている。

５ページ、表２ 年齢別統計について、年齢別の構成比に着目すると、２０代が２６．７％、３０代がと２７．１％と、いずれも高い割合を占めている。一方、６０歳以上の比率は合計しても６％にとどまることから、外国人住民は日本人住民と比較して、生産年齢人口の割合が高いことが窺える。

５ページ、表３ 国籍別順位について、上位から、中国、ベトナム、ネパール、フィリピン、韓国の順になっている。川口市では、１位の中国が全体の５割強を占めていることが特徴である。

１０ページ、国籍別順位（人数）について、本市には１２３か国の外国人住民が居住しており、多様な国籍の住民が暮らしている。

６ページ、表４ 在留資格別順位について、上位５位の在留資格（永住者から定住者まで）で全体の約７０％以上を占めており、本市の外国人住民には、長期にわたり居住している人

が多いことが窺える。

６ページ、表５ 地区別順位について、JR 西川口駅周辺を含む横曽根地区が１位、JR 蕨駅北側にある芝園団地を含む芝地区が２位、この２地区で全体の約５０％を占める。市役所本庁舎のある青木地区、ＪＲ川口駅周辺を含む中央地区、埼玉高速鉄道の川口元郷駅から南平工業団地も含む南平地区を加えた上位５地区で全体の８０％を超えており、市内でも外国人住民の多い地区と少ない地区の偏りがある。

７ページ、表６ 地区別兼国籍別順位について、市内１０地区の国籍別順位を示したものであり、いずれの地区においても中国、ベトナム国籍の住民が多い傾向にある一方、地域によって国籍別の順位に違いが見られる。

９ページは、地区別兼国籍別順位を、川口市の地図上に落とし込んだ資料となる。

８ページ、表７ 在留外国人総数上位２０自治体について、法務省の統計に基づく資料で、令和７年１２月現在、川口市は全国で外国人が一番多い自治体となっている。

本市の外国人住民の状況については以上である。

続いて、１１ページ、資料№.４「（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定」について説明する。

日本人住民と外国人住民の間には、言語だけでなく、文化や習慣、生活上のルールなどにも違いがある。そのため、外国人住民が日本の文化や地域のルールを十分に理解できないまま生活することで、周辺住民との間に行き違いが生じるなどの問題がある。一方で、日本人住民が外国人住民の文化や習慣等を十分に知らないことから、誤解が生じるケースも見受けられる。

そこで、本市では、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係で共生する多文化共生の考え方を基本として、日本人住民と外国人住民の双方が安心して元気に生活できるまちとするための取組を進めている。川口市多文化共生指針は、本市における多文化共生の取組を推進するための道しるべとなるものである。

このたび多文化共生指針を策定する理由・背景については３点ある。

１点目は、現在の指針では見直しの期間を５年としており、現行の指針の計画期間が終了となるためである。

２点目は、まちづくりの基本的な方向性を示す市の最上位の長期計画である「川口市総合計画」が、「第６次川口市総合計画」として令和８年４月から施行されたためである。

別冊の資料「第６次川口市総合計画」の２３ページ、将来都市像を「産業と文化と自然が調和した　輝きあふれるまち　川口」としている。５０ページ、第６次総合計画「めざす姿」の「Ⅱ　誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち」を参照いただきたい。「施策２　互いに尊重し合い、地域で生き生きと活動しやすい環境づくり」において、「市民・地域・団体・行政が連携した多文化共生社会の形成をめざす」としている。

主な取組としては、５１ページ、上から３段目に記載のとおり、多文化交流の推進、国際交流に対する認識、意欲、能力を備えた人財の育成、外国人コミュニティのキーパーソンを活用したルールやマナーの周知を図るとしている。

多文化共生の推進にあたり、国がプランを示す中、本市においても、総合計画に方向性を位置付け、具体的な指針として平成２３年度に策定したものが「川口市多文化共生指針」である。総合計画では、基本計画の計画期間を前期・後期それぞれ５年間としていることから、「川口市多文化共生指針」の見直しの期間についても、第２次川口市多文化共生指針以降、総合計画の計画期間に合わせている。

３点目は、社会経済情勢が変化したためである。新型コロナウイルス感染症の終息後、急速に外国人住民が増加する中で、地域の活性化が期待される一方で、地域におけるルールやマナー、外国人住民が居住することによる摩擦も意識されるようになっている。これらの状況を踏まえ、新たな計画を策定するものである。

１１ページ、資料№.４「２　国・埼玉県・川口市の指針・計画の状況」について、国では平成１８年３月に「多文化共生の推進に関する研究会報告書」及び「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、令和２年９月に「地域における多文化共生プラン」の改訂を行っている。この「地域における多文化共生プラン」において、「市区町村は、地域の実情に応

じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する」とされている。

埼玉県では、平成１９年１２月に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、３回の改訂を行い、現在、令和９年度からを計画期間とする新たなプランを策定しており、現在、パブリックコメントを実施している。

本市では、平成２４年２月に「川口市多文化共生指針」を策定し、その後、社会状況の変化等を踏まえ、平成２６年６月に改訂した。さらに、平成３０年３月に「第２次川口市多文化共生指針」を策定し、令和５年３月に改訂を行い、現在に至っている。本委員会では、本市の実情や地域の特性、社会状況等の変化を踏まえ、「(仮称) 第３次川口市多文化共生指針」の策定に向けて協議を行うものである。

１２ページ、資料№５「(仮称) 第３次川口市多文化共生指針（素案)」について、計画期間は、令和１０年度から令和１４年度の５年間となる。「第６次川口市総合計画」の多文化共生に係る部門別計画として策定する。策定にあたり、国や県の多文化共生推進プランを参照しつつ、委員の皆様にご意見を伺い、市の実情を踏まえて見直しを行うものである。

策定のポイントは以下の５点である。

① 日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するための多文化交流の推進

② 地域社会におけるルールやマナーの周知による、地域社会への適応の促進

③ 外国人住民が主体的に地域社会に参画し、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進

④ 外国人としての視点や多様性を活かして、外国人住民による地域の活性化

⑤ 国・県・市の連携による、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会の創出

以上のポイントを踏まえ、見直しを行う。説明は以上となる。

○議長

ただいまの説明について、質問・意見はあるか。

（「なし」との声あり）

ウ　市民アンケートについて

○議長

協議事項「ウ　市民アンケート」について事務局の説明を求める。

○事務局

１３ページ、資料№.６「町会長・自治会長に対する外国人住民に関するアンケート」、１６ページ、資料№.７「川口市多文化共生社会のためのアンケート（外国人住民向けアンケート）」の内容等について意見を頂きたい。なお、町会長・自治会長に対するアンケートは１２問、外国人住民向けのアンケートは、３２問となっている。

○議長

ただいまの説明について、質問・意見はあるか。

○委員

このアンケートは、市が実施するもので、この委員会で内容などを決めるものではないという認識で良いか。

○事務局

市で実施するものではあるが、アンケートの内容については委員の意見を頂戴したい。

○委員

１８ページ、問１２について「コミュニティ」という表現が使われている。やや抽象的な表現であるため、質問に答える側からすると、何を指しているのかが、わかりにくいのではないか。

１４ページ、問３について、「苦情」という表現が使われているが、この表現は外国人住民にネガティブな要因があるという前提の印象を与えてしまうのではないか。そのため、中立的な表現である「相談」という表現に変更するのは如何か。

○事務局

参考とする。

○委員

「川口市多文化共生社会のためのアンケート」はどのような方法で回答を収集するのか。

○事務局

学校や保育所に通う外国人児童の保護者の方や、ボランティア日本語教室、外国人コミュニティを通じて収集する予定である。

○委員

１６ページ、年齢の質問項目について「２０歳～２９歳」と一番低い年齢が２０歳と設定されている。１８歳から就労する外国人も多くいるため、「１８歳～２９歳」と表記する方が良いのではないか。

また、性別の質問項目について「１．男性　２．女性　３．１・２以外」と表現しているが、多様な性のあり方を踏まえ、選択肢の表現を見直す、もしくは削除するのは如何か。

○事務局

参考とする。

○委員

「町会長・自治会長に対する外国人住民に関するアンケート」について、町会・自治会に加入していない日本人住民もいるため、回答が偏るのではないか。

１６ページで、戸建て・分譲マンション・賃貸マンション・賃貸アパートなどの住まいを聞く項目を加えた方が良い。

○事務局

参考とする。

○委員

就労している外国人について、どこで働いているか把握しているか。

○事務局

勤務先などの情報は把握していない。このため、１６ページにて「職場・学校の場所」に関する質問項目を設けている。

○委員

１９ページ、問１７について、「今まで」という表現は、「日本で暮らしている期間」を指しているか。もしくは、「出身国で暮らしている期間」を指しているか。

○事務局

「今まで」は「出身国で暮らしている期間」も含む。分かりやすい表現に修正する。

○委員

「川口市多文化共生社会のためのアンケート」の質問項目に「仕事」「医療」「教育」が含まれていない。質問項目の基準は何か。

○事務局

質問項目については、協働推進課が主に取り組んでいる事業に関する事項としている。

○委員

言語など最低限生活に必要なことで困っていることを具体的に記す項目も必要である。

○事務局

２０ページ、問２１に自由記載の欄があるため、そこに記入いただく。記入例を追加し、記入内容の幅が広がるよう修正する。

○委員

このアンケートは、（仮称）第３次川口市多文化共生指針の策定にあたり、１２ページに記した策定のポイントを踏まえ、必要な意見を収集することを目的として実施するものと考える。

○委員

地域で共に生活をするうえで、ごみ出しなどの地域のルールを守ることが「一丁目一番地」であり、そのうえで、共存の在り方を「二番地」として考えるべきである。

川口市には外国人向けボランティアや外国人コミュニティが多く存在する一方、さまざまな課題も顕在化している。外国人住民の力がなければ生活が成り立たない面もあるかもしれないが、まずは地域で共に生活することを前提として、そのうえで次のステップを考

える必要がある。現状では、取組が体系的に整理されていないまま進められているように感じる。

日本人住民の間では、明文化されていない暗黙のルールや慣習が存在する一方、外国人住民にとっては、そうしたルールや慣習を理解することが難しい場合がある。このような「当たり前のずれ」をどのように解消していくかが重要であり、こうした認識の違いによって生じる課題の解決を目指す必要がある。

〇議長

「(仮称) 第３次川口市多文化共生指針」の方向性等については次回以降に審議する。

〇委員

「(仮称) 第３次川口市多文化共生指針」の策定にあたり、指針の目標となる指標はどのように設定するか。

〇事務局

前回の第２次川口市多文化共生指針改訂版では、別冊「第２次川口市多文化共生指針改訂版」の１３ページ、「３　基本指標」に記載のとおり、４つの基本指標を挙げた。今回も本委員会での議論を通じて設定する予定である。

〇委員

アンケートはいつ頃行う予定か。

〇事務局

令和８年１１月に行う予定である。

〇委員

１７ページ、問３に「３．住まいのこと」と記載されているが、ごみ、駐車、騒音など何に関してか、具体的に記載した方が良い。

〇事務局

参考とする。

○議長

その他に質問・意見はあるか。

（「なし」との声あり）

（４）報告事項

○議長

その他に質問・意見がないので、（４）報告事項について事務局の説明を求める。

○事務局

（４）報告事項について説明を行う。

２１ページ、資料№.８「スケジュール」について説明する。

令和８年度は、１１月から１月にかけて、外国人住民および町会・自治会を対象としたアンケートを実施し、令和９年１月から３月中旬にかけて、回答の集計・分析を行う予定である。令和９年２月に開催予定の第２回策定委員会では、指針骨子案の審議およびアンケートの途中経過の報告を予定している。

令和９年度は、７月に開催予定の第３回策定委員会において、素案の提示および審議事項の整理を行う。９月から１０月に予定している第４回策定委員会において、審議事項の反映および反映した内容の確認を行う。その後、１１月１日から３０日までの１か月間、パブリックコメントを実施し、令和１０年１月の第５回策定委員会において、パブリックコメントの結果を報告するとともに、最終案の調整を行う。令和１０年３月に策定・公表する予定である。

なお、以上は現時点での予定であり、審議の進捗状況等に応じて変更する場合がある。

説明は以上である。

○議長

ただいまの説明について、質問・意見はあるか。

○委員

アンケートは紙媒体のみで行うのか。二次元コードによる回答を取り入れるのは如何か。

○事務局

参考とする。

○議長

他に委員から何かあるか。

（「なし」との声あり）

○議長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第１回委員会を終了する。

（5）閉会（１１時２０分）